下関市設計業務委託等技術検査基準（土木関係）

（目的）

第１条　この基準は、下関市設計業務委託等技術検査実施要綱第５条第２項の規定に基づき、下関市（上下水道局を除く。）が発注する建設工事に係る設計、測量及び調査業務委託（以下「業務委託」という。）について行う土木関係に係る技術的検査（以下「技術検査」という。）について必要な事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（技術検査の内容）

第２条　技術検査は、業務委託の成果品を対象として、契約図書に基づき、業務委託の遂行に求められる専門技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢及び成果品の品質について、別表に掲げる事項に留意して、適否の判断を行うものとする。

（専門技術力の検査）

第３条　専門技術力の検査は、提案力・改善力、業務執行技術力、施工時への配慮及びコスト把握能力に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

（管理技術力の検査）

第４条　管理技術力の検査は、工程管理能力、品質管理能力並びに迅速性、弾力性及び調整能力に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

（コミュニケーション力の検査）

第５条　コミュニケーション力の検査は、説明力、プレゼンテーション力及び協調性に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

（取組姿勢の検査）

第６条　取組姿勢の検査は、責任感、積極性及び倫理観に関する記録と、契約図書とを対比し行うものとする。

（成果品の品質の検査）

第７条　成果品の品質の検査は、目的の達成度、取りまとめの的確性及びミスの有無と契約図書とを対比し行うものとする。

（修補の指示）

第８条　成果について修補の必要があると認めた場合は、受注者に対し、期限を定めて修補の指示をするものとする。

附　則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する

別表（第２条関係）

技術検査の項目（土木関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 細　　　目 |
| 専門技術力 | 提案力、改善力 |
|  | 業務執行技術力 |
| 施工時への配慮 |
| コスト把握能力 |
| 管理技術力 | 工程管理能力 |
|  | 品質管理能力 |
| 迅速性、弾力性、調整能力 |
| コミュニケーション力 | 説明力 |
| プレゼンテーション力 |
| 協調性 |
| 取組姿勢 | 責任感 |
| 積極性 |
| 倫理観 |
| 成果品の品質 |  |

備考　専門技術力の項細目の欄中「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。